

# 公益社団法人いわき市シルバー人材センターポイント付与制度実施要綱

## (目的)

第1条 公益社団法人いわき市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員サービス向上とセンター事業への自主的な参加促進を図るため、センターが定める活動等に取り組む会員に対し、ポイントを付与するとともに、一定以上のポイント獲得者に記念品を提供する事業（以下「ポイント制度」という。）の実施に必要な事項を定める。

## (対象者)

第2条 ポイントを付与する対象者は、センターの正会員（以下「会員」という。）とする。

## (ポイントの付与条件及び付与数)

第3条 ポイントを付与するセンターが定める活動等は、別表1のとおりとし、その活動等に応じた条件を満たした場合に、同表に掲げるポイントを会員に付与する。ただし、活動内容で配分金・謝金・日当・交通費等の支払いが伴う場合は付与しない。

2 前項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合はこの限りでない。

## (ポイントの付与及び管理)

第4条 ポイント制度の対象となる活動を実施した会員の把握は、原則としてセンター事務局で行い、センター業務システム及び会員クラウドサービスで管理する。

## (ポイントの交換)

第5条 会員が獲得したポイントは、ポイント交換申請書（様式1）をセンターに提出することによりポイントを消費し、別表2の記念品と交換することができる。

## (ポイントの有効期限及び譲渡)

第6条 会員が獲得したポイントに有効期限は設けない。ただし退会した場合は失効する。

2 会員間でポイントを譲渡することはできない。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

2 センターは、この要綱施行後、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

別表 1

ポイント付与対象活動		ポイント付与条件	ポイント付与数 (P)	備 考
会議出席	定時総会	定時総会会場受付	2 P	会場への出席
	地区班会議等	会議会場受付	2 P	
各種講習会出席			1 P	複数回可能
会員紹介		紹介した方が会員登録	20 P	会員紹介カード利用
普及啓発活動参加		センターの事業計画に 基づく活動のみ	2 P	複数回可能
ボランティア活動参加		〃	2 P	複数回可能
会員作品展示会		作品出品	2 P	出品数に限らず
会員継続		会費納入により	2 P	毎年度
クラウドサービス登録		ログインにより確認	5 P	1回限り
1年間無事故		傷害・賠償事故無し	2 P	毎年度
グループ就業リーダー		グループ内常時5名以 上で就業活動	13 P/半年毎	(様式2)により事前に 事務局申請
受注開拓		3カ月以上の契約継続	5 P	(様式3)により事前に 事務局申請

別表 2

記 念 品		必要ポイント数
市内スーパー商品券	1,000円	25 P

様式 1

公益社団法人いわき市シルバー人材センターポイント付与制度  
ポイント交換申請書

いわき市シルバー人材センター理事長 様

今般、獲得したポイントが既定ポイントに達したので記念品との交換を申請します。

令和 年 月 日

会員番号 氏 名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

承認

事務局長	事務局次長	担当

公益社団法人いわき市シルバー人材センターポイント付与制度  
記念品受領書

いわき市シルバー人材センター理事長 様

ポイント付与制度記念品として、受領しました。

令和 年 月 日

会員番号 氏 名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

印

(様式2)

令和 年 月 日

公益社団法人いわき市シルバー人材センター グループリーダー申請書

いわき市シルバー人材センター理事長 様

私、\_\_\_\_\_は、以下の会員を纏めるリーダーとして申請します。

〈グループ就業会員構成〉

No.	会員番号	会員氏名	備考
1			グループリーダー
2			以下メンバー
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

1. グループリーダー

グループリーダーとは、自身を含め、常時5名以上の会員で就業しているリーダー又は自身を含め5名以上の会員でローテーション就業しているリーダー（シフト等の調整をしている会員を含む）をいう。但し、就業の実態が伴わない等理事長が認めない場合も有り得る。

2. 付与基準日

グループリーダー申請書を提出した初めの5月1日又は11月1日を基準日としてポイントを付与し、その後は基準日毎にポイントを付与する。

3. 付与停止

- (1) グループ就業会員が自身を含め5名未満になった場合
- (2) グループリーダーを交代した場合

4. グループリーダーとメンバーの重複申請の禁止

グループ申請を行った会員は、グループのメンバーとして申請することができない。ただし、リーダーが交代した場合はこの限りではない。

5. グループリーダーの交代

グループリーダーが交代した場合は、グループリーダー申請書（様式2）をセンターに交代となったグループリーダーが提出する。ポイントの付与基準は2に準ずる。

(様式3)

公益社団法人いわき市シルバー人材センターポイント付与制度  
受注開拓申請書

申請日 令和 年 月 日

今般、新規受注を開拓しましたので申請します。

1. 会員番号 \_\_\_\_\_
2. 会員氏名 \_\_\_\_\_
3. 発注者名 \_\_\_\_\_
4. 発注者連絡先 \_\_\_\_\_
5. 発注者住所 \_\_\_\_\_
6. 仕事内容 \_\_\_\_\_
7. 開拓の経緯 \_\_\_\_\_

承認

局 長	次 長	担 当

<受注開拓申請条件>

1. 今年度新たに開拓した仕事であること。
2. 月1日以上で毎月継続就業となる見込みであること。
3. シルバー人材センター安全就業基準に準じていること。
4. 発注者はシルバー会員でないこと。

<付与基準>

1. 申請日以降1カ月以内に就業開始となり、連続3カ月以上の就業実績で付与。
2. 1受注につき1回付与。